

矢板市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 矢板市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (4) 交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうち市長が指名する者をもって構成する。

- (1) 市職員
- (2) 旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人
 - (3) 監事2人
- 2 会長は、委員の中から市長が指名する者とする。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 監事は、交通会議の会計を監査する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。

2 交通会議の議決の方法は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 交通会議は原則として公開する。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運賃協議分科会の設置)

第6条 交通会議に道路運送法第9条第4項に規定する運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。